

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 恩給法納金收入取扱細則の廃止
- ◇告示 農業委員会の設置（高宮村）
（気高町、鹿野町）
馬傳染性貧血検査等の実施
收入証紙小売さば人の指定
- ◇公安告示 道路の交通制限

訓令

鳥取県訓令第二十号

総務部長
地方事務所長

恩給法納金收入取扱細則（昭和九年四月鳥取県訓令甲第七号）は、廃止する。

昭和三十年七月八日

告示

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第三百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定に基き、日野郡大宮村及び阿毘縁村を廃しその区域をもつて新たに高宮村が設置されたことに伴い、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三條第一項の規定により、昭和三十年六月三十日日野郡高宮村の区域を区域とする日野郡高宮村農業委員会が設置された。

昭和三十年七月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第三百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定に基き、気高郡宝木村、酒津村、瑞穂村、逢坂

村及び浜村町並びに気高郡鹿野町、勝谷村及び小鷲河村を廃止、その区域をもつて新たに気高町、並びに鹿野町が設置されたことに伴い農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項の規定により昭和三十年七月一日次のとおり農業委員会が設置された。

昭和三十年七月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

気高町農業委員会
鹿野町農業委員会

鳥取県告示第三百三十八号

次のように馬傳染性貧血検査及び流行性腦炎予防注射を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により馬の所有者に対して検査及び予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年七月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 馬傳染性貧血及び流行性腦炎予防のため

別表	実施期日	実施区域	実施場所
	七月十一日	西伯郡泉村	同上
	" 十三日	大高村、春日村、大和村	"
	" 十四日	西伯町、会見町	"
	" 十五日	会見町賀野	"
	" 十六日	旧米子市内	"
	" 十八日	西伯郡旧大幡村	"
	" 十九日	旧幡郷村	"
	" 二十日	米子市五千石	"

二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 馬傳染性貧血検査
四 実施の期日 別表のとおり
五 検査・注射の別及びその方法 馬傳染性貧血検査——一般検査、赤血球数の計算及び担鉄細胞の検出
流行性腦炎予防注射——皮下注射

鳥取県告示第三百三十九号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を次の

番号 氏名

二八七 鳥取県綿羊農業協同組合 組合長 三橋 誠

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七号

道路交通取締法第六条の規定により次のとおり交通制限をする。

昭和三十年七月八日

鳥取県公安委員会

委員長 寺 谷 英 太 郎

一 制限の場所

(1) 県道田後——岩美停車場線、岩美郡岩美町浦富一、七一九番地々先から同地内宮島橋南詰に至る一、二〇〇メートルの間

とおり指定した。

昭和三十年七月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名 姓 住所
売さばき場所 住 所

誠 気高郡浜村町大字勝見六八四番地 同上

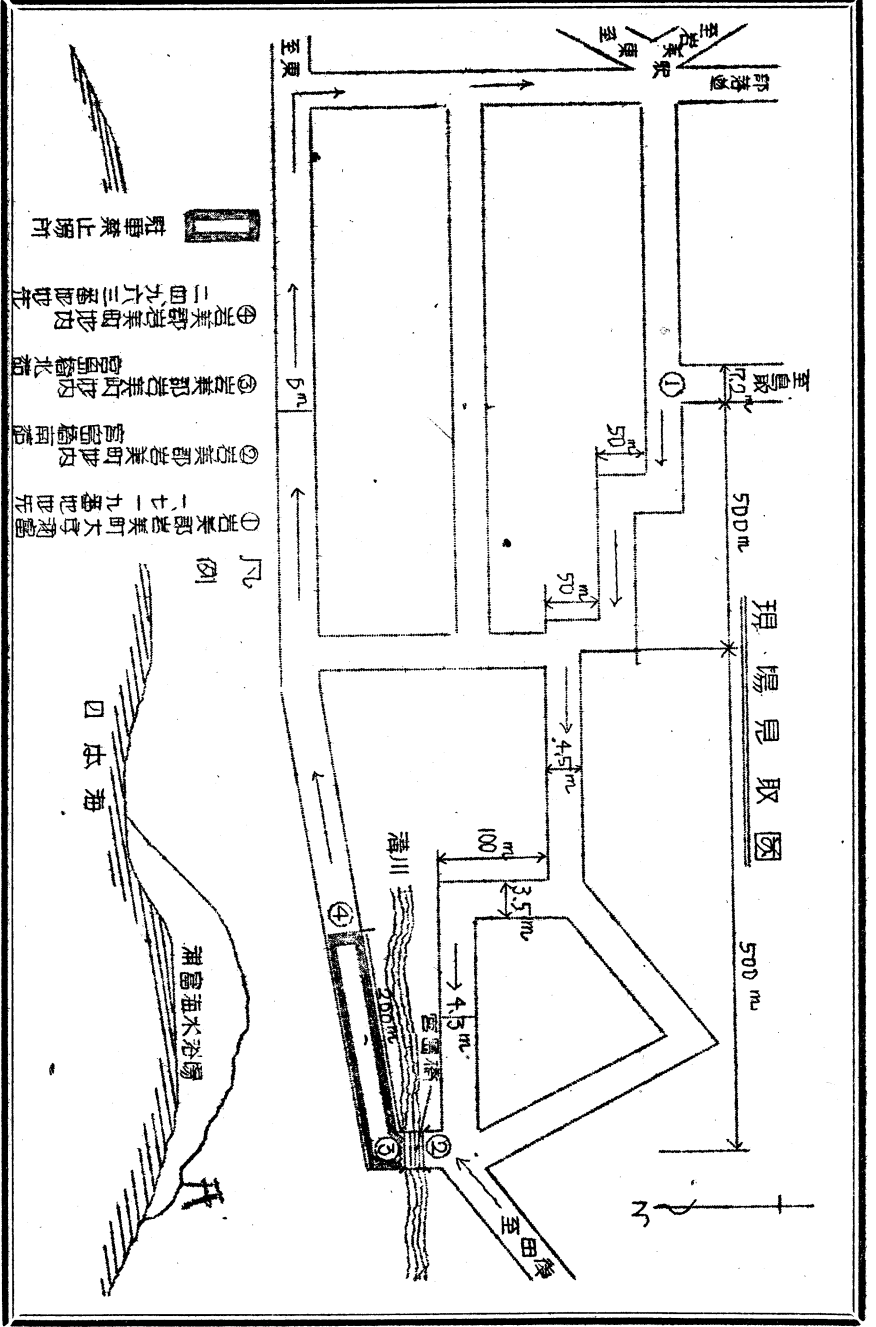
(2) 岩美郡岩美町浦富地内宮島橋北詰から同地内二、四九六番地々先に至る二〇〇メートルの間

二 制限の種類

(1) については車馬を一方交通とする。
図面に示す↓の印の方向に向い一方のみ通行し矢の反対の方向から通行することを禁ずる。
(2) については駐車を禁ずる。

三 制限の期間

昭和三十年七月十五日から同年八月十五日まで
毎日午前六時から午後八時までの間
図面を添附する。



昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取